

千葉県選挙管理委員会告示第10号

令和3年3月21日執行予定の千葉県議会議員若葉区選挙区補欠選挙における千葉県選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成4年千葉県条例第38号）第1条の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和3年3月12日とする。

令和3年2月22日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野雄子